

第9回宇宙活動法の見直しに関する小委員会  
第3回宇宙活動法改正ワーキンググループ 合同会議

1 日 時 令和7年12月1日（月） 16:00～17:00

2 場 所 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3 出席者

(1) 委員

小塚座長、青木委員、石井委員、木村委員、久保田委員（オンライン）、笹岡委員、  
佐藤委員（オンライン出席）、新谷委員、巽委員（オンライン出席）、友岡委員、  
中須賀委員、原田委員（オンライン出席）

(2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

風木局長、渡邊審議官、吉村参事官、井出参事官、相川企画官、北小路参事官補佐、  
大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 山野課長（オンライン出席）  
外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室 若林首席事務官  
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課 梅原課長  
経済産業省製造産業局宇宙産業課 岩永課長補佐  
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室 大田参事官  
防衛省防衛政策局戦略企画参事官付 下條戦略第1班長・防衛部員（オンライン出席）  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構安全・信頼性推進部 吉原ユニット長

4 議 題

- (1) 宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ（案）について  
(2) その他

○相川企画官 それでは、定刻となりましたので、宇宙活動法の見直しに関する小委員会第9回会合、宇宙活動法改正ワーキンググループ第3回会合の合同会議を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本小委員会及び本ワーキンググループを担当いたします企画官の相川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、久保田委員、佐藤委員、巽委員、原田委員はオンラインでの御出席、岡本委員、白井委員、松尾委員は御欠席となっております。

それでは、ここからは小塚座長に議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小塚座長 早いもので12月に入りました。皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会合ですが、宇宙活動法の見直しの基本的方向性について最終とりまとめをしたいということで、それに向けて議論をしたいと思います。

本日は、小委員会とワーキンググループと合同会合になっておりますが、小委員会は昨年の9月以降、計8回にわたり議論を行いまして、そして、本年の3月に中間とりまとめを取りまとめました。中間とりまとめで一定の方向性が出たということで、ワーキンググループを立ち上げていただき、法技術的な観点から検討を進めることにしまして、10月末に第2回ワーキンググループを開催し、中間とりまとめの各論点の方向性についてワーキンググループ内の共通理解が得られました。

そこで、それらの検討を基に事務局にお願いをして、宇宙活動法の見直しの基本的方向性、最終とりまとめ案をお作りいただいております。それが本日の資料でして、資料1という形で本文、資料2という形で概要説明資料を作っていただいております。

まず、これらについて事務局から御説明をお願いいたします。既に委員の先生方に事前説明をしていると伺っていますので簡潔にお願いいたします。

○相川企画官 それでは、私のほうから説明させていただきます。

本体は大部になりますので、資料2の概要のほうで御覧いただければと思います。

まず、1ページ目のところで宇宙活動法をめぐる状況の基本的認識ということで、最終とりまとめで言いますと、「I.はじめに」と「II.宇宙活動をめぐる状況の基本的認識」を合わせたような形で概要を記載しております。書いてありますとおり、宇宙輸送分野における我が国の中際競争力の一層の強化が必要ではないか、我が国におきましても新たな宇宙輸送の形態が出現している、多様な人工衛星も出現しているといったところを背景といたしまして、本年3月の中間とりまとめの中で法改正を含めた制度改革を行うべきという結論を頂戴し、骨太方針の中でも宇宙活動法改正案の次期通常国会への提出を目指すということが決定されておりました。

こういった状況を踏まえまして、我が国の宇宙活動法の安全性を確保し、マーケットの信頼性を高めて宇宙活動の発展を後押しするためには、宇宙活動法の改正を始めとして、審査基準・ガイドライン・推奨事項の策定などの制度整備が必要ではないかと考えてございます。

2ページ目が全体的な項目に関するところで、大きなところは4つの塊で青地のところで書いています。

まず、早急に法改正を行うべき事項といたしまして、単体、または人工衛星を分離しないような軌道投入ロケットの打上げということで、こちらは現行法では対応できないということでございますけれども、こちらも新たにロケット単体での打上げの許可制度というものを創設いたしまして、これまで人工衛星をあくまで搭載して分離するということで、人工衛星に着眼した体系でございましたけれども、こちらはロケットに着眼した体系に転換していく、これによりましてロケットの打上げは、いろいろな形態に対応するというもののベースとなるようなものができるということで考えております。

右側、人工衛星の多様化に即した規制範囲・内容の明確化ということで、今の人工衛星の定義の中では軌道で使用するというところが定義の中に含まれておりますけれども、必ずしも使用しているのか、使用していないのか明らかでないような物体が軌道に投入されている実態を踏まえまして、投入される軌道に応じた基準を作った上で、そういった物体に関する構造等を事前に確認するという制度を導入していかなければと思っております。

その下の塊が施行規則や審査基準の改正等により実現を図るべき事項ということで、まず、有人宇宙ロケットにつきましては、現行法上、これも許容されるという前提の下に、初めに、リスクを承知して訓練された関係者の方が搭乗することが想定されるかと思いますので、現行法の下での公共の安全を確保する、地上の安全を確保するという観点から、そういった関係者が搭乗した際の対応について、ガイドライン等の策定も含めて検討していくべきではないかと考えております。将来的には旅客輸送ということで、搭乗者安全までを見た形での制度も見据えた上で、それについては推奨事項の取りまとめを視野に、まず、官民で知見を蓄積していくことを考えております。

右側のサブオービタル飛行に関しまして、下のところで法改正は引き続き検討するということに加えまして、ただ、こういったサブオービタル飛行についても実態が出てきてまいりますので、まずは推奨事項のようなもので公共の安全の確保に関する手引書のようなものを作っていくということを検討したいと考えております。

その右のロケット再使用段等につきましては、こちらも現行法体系の中でもいろいろな落下物を捉えているということがございますので、現行法の中でもこういった再使用をするというところも踏まえた形での安全基準等を明示的に作っていきたいと考えております。

ロックーンにつきましては、こちらも気球の特性というのが通常のロケットの打上げとは異なる部分がございますので、こちらは気球の特性に応じた形での安全基準といったものを策定していかなければと思っております。

その右の事故報告/応急措置でございますけれども、法的な義務を課すということではなく、まずは望ましい対応の取り方ということで、一定の推奨事項のようなものを策定していければと考えております。

下の左のところは早急に法改正を行うべきであるものの、更なる論点整理が必要な事項ということで、次のところに出していくことはなかなか難しいところではございますが、論点を引き続き詰めていくところで、再突入につきましては許可の取得時期ですか、終了措置、それから、国外制御、こういったところの論点を詰めていく必要があろうかと考えております。サブオービタル飛行に関しましては、どういう規制体系についてのか、それから、第三者損害賠償制度をどのようにつけていくのか、こういったところが論点としてあろうかと考えております。

右の更なる検討が必要な事項といたしまして、日本人/日本法人が行う本邦領域外での活動ですか、宇宙物体登録手続についても継続的に検討が必要ではないかと考えております。宇宙物体登録につきましては、マニュアルに基づく国家実行の積み重ねですか、国際社会に向けて発信をしていくことも重要である旨は、本文のほうに記載をしております。

こういったところで、上の三つ目に書いておりますが、技術開発に遅れないように産業発展を後押しするためにも、できるかぎり短期間で更なる法改正や制度見直しを引き続き行っていくことが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございました。

それでは、ここから委員の皆様方から意見を頂きました、質疑応答・意見交換を進めていきたいと思います。

今、事務局の相川企画官から御説明いただきました最終とりまとめ案について、委員の皆様からの御発言を頂きたいと思いますが、委員の五十音順で、適宜区切らせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。それでは、青木先生からお願ひいたします。

○青木委員 これまで小塚座長、そして、事務局の皆様が非常な御努力の中でまとめてくださいました。これまでにも意見を申し上げる機会もありましたし、今あります案で、これについての質問ですとか、コメントはございません。

ただ、難しいと思いましたのは、今まで人工衛星等で規定してきました歴史的経緯もあるものが現在の活動にそぐわなくなっている、ここを法技術的に合理性を持った形でどう整理していくのか、そこは若干難しいところだとは思いますけれども、事務局のほうで、小塚座長とともににしていただけると思います。まとめてくださいまして、本当にありがとうございます。

○小塚座長 ありがとうございます。全般的に御支持をいただいたと承りました。

それでは、石井先生、お願いできますでしょうか。

○石井委員 私のほうも、この議案については反対すべき点は特にございません。また、事前の説明の機会もいただきましたし、これまでの会合において意見を述べる機会もございましたので、特段この場で新規に申し上げることはありません。ただ、お時間を頂きましたので若干コメントさせていただきたいと思います。

一つは、今回、法改正まで難しい事項に関しても、施行規則や審査基準の改正等によって実現していく道筋が立てられたことについては、意義が大きいものと考えております。また、法改正そのものにつきましても御説明がありましたように、人工衛星を中心となっていた宇宙活動を、ロケットに着眼した体系にまで拡張していくということを明記されたことも非常に意義が大きいのではないかと思いました。

なお、これはささいな点に見えるのですけれども、体系の転換というところにやや引っかかりを覚えました。これまで使用される人工衛星を中心に構築してきた体系がロケットにも拡大していくという理解でよろしかったでしょうか。いずれにしましても、そういった宇宙活動の多様化に合わせて法体系を変えていくことがなされたことの意義は、非常に大きいのではないかと考えております。

あと、事前説明のときにお伺いした点ではあるのですけれども、使用しない物体についても人工衛星の中に含めることについて、特定人工衛星の管理許可と、そうではないものについて区別する際の切り分けについて明確化が必要ではないかと考えております。

○小塚座長 ありがとうございました。

それでは、木村先生からも御発言いただけますでしょうか。

○木村委員 全体としてよく取りまとめていただいて、ここでの論点を拾っていただいて、何よりこれまで技術が進んできたときに、いろいろなアイデアが出てきたものがここできちんと整理されて認識されたということは非常に大きい意義があると思っております。全体としても賛同いたしますし、大変意義のあるものだと思いました。

特にここから先、有人のシステムであったり、あるいはリエントリーというようなサービスが恐らく非常に大きなウェイトが出てくるのではないかと思うので、法改正等で対応するという事項にいくつか拳がっておりますけれども、この辺りもどういうプロセスでこれから先に進んでいくのか、あるいはどのぐらいのタイムラインでこれが実現していくのかということは、すごく関心を持って引き続き見ていきたいと思っているところです。どうもありがとうございます。

○小塚座長 ありがとうございました。木村先生も御感想といいますか、御指摘であって御質問ではないということです。

そうすると、石井先生から2点御質問がありましたけれども、事務局で答えられますか。まず、体系の転換というほど大きなものなのか、言葉のニュアンスの問題かもしれませんのがいかがでしょう。

○相川企画官 おっしゃるとおり、ニュアンス的なところかもしれませんけれども、今までまさに人工衛星ありきだったところ、それがロケット単体を位置付けて、それがまさに

軌道に投入されるという行為を捉えていく、そこでプラスアルファで、もし、人工衛星を搭載するのであれば、もちろんそれも規制の対象にしますということで、主従というか、その辺りが若干変わってきたとも捉え得るのかなというところに着眼してここに書いておりますが、ロケットに着眼した規制体系に転換していると評価できるのではないかと考えておりました。

2点目の使用しない物体、これはどのように捉えるのかというところで、まさにこれはワーディングのところもありまして、今の最終とりまとめの中では、前回のワーキンググループの中でも巽先生のほうから人工衛星という中に使用しないものも含めるというのはどうなのかという御意見もありましたので、その辺りは一旦オープンにさせていただいている記載に修正をしておりまして、必ずしも人工衛星というところに含めるというところではない規定の仕方ということもあり得るのではないかと思っております。

その点、本文ですと5ページ目、説明が足りなくて恐縮なのですが、その後、いろいろな先生からの御指摘等を踏まえて若干の修正をしている部分がございまして、22~23行目、現行の宇宙活動法上の人衛の概念を拡張し、使用しないものも人衛に含めることも考えられるが、リモセン法等、他法令への影響も留意する必要があるので、こういったところも含めて検討すべきであるということで、規定の仕方は必ずしも人衛に含めるということでもない方法も検討し得るかなと思っております。そういったところは最終的には法制的な観点から詰めていければと思っております。

木村先生からいただきましたリエントリーのところは早急に法改正を行うべきであるものの、更なる論点整理が必要な事項ということで、ここはできるだけ早期にというような形で、いろいろなところにできるだけ短期間でと書かせていただいていまして、各先生からもできるだけ早くやるようにとの御意見を頂戴しています。今後、通常だと法律上、附則などで見直し規定等が入りますけれども、そういったところも待たずに、可能であれば、できる限り短期間でやっていければと考えております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございました。

石井先生、よろしいですか。

現行の宇宙活動法は航空法などと比べて体系が違うと言ってきた立場からしますと、航空法に近い飛行という行為自体を捉えることは、私は体系の転換と言ってよいのではないかと思いますけれども、ニュアンスの違いではあると思います。もちろん研究者には学問の自由がありますので、いろいろとお考え、また、御批判もいただければと思います。

それでは、また委員の先生方から御意見を承りたいと思います。

オンラインで御出席と承っております久保田先生、お願ひできますか。

○久保田委員 今までの議論がよくまとめられていると思いますし、特に異論もありません。宇宙活動は新しい形態が今後どんどん出てくるので、多分いろいろな形のものに対応するのはすごく迅速に必要になってくると思っております。そういう面では基本的方向性、

このページに書かれているように、できる限り短期間で対応すべきということも入っていますので、大変よろしいまとめ方かなと思っている次第です。特に質問はございません。ありがとうございます。

○小塚座長 どうもありがとうございました。

続きまして、笹岡先生から御意見をいただけますか。

○笹岡委員 横浜国立大学の笹岡です。まずはこのようなすばらしい成果をまとめていただきありがとうございました。

私も小塚先生と同じ印象で、宇宙のことばかりやっているのですが、専門は運送法という領域ですので、飛行とか輸送に転換したのは大きなことだと考えております。

質問ではないのですが、とはいえる、宇宙に関する輸送は今すごく多様化していく、ロケットという言葉で本当に捕捉できるのかというの一つ難しいところがあるのかなということなので、今後、この体系の中で今度輸送に着目して、いろいろな輸送手段があるものを適切に法的な枠組みに乗せていくという作業が、サブオービタルも含めて必要になってくるのかなと思います。ただ、その一歩として、人工衛星の打上げではなく輸送、宇宙輸送だと転換されたことは非常によいことだと思いますし、大賛成だということです。

ということで、質問ではないのですけれども、私からの発言は以上になります。ありがとうございました。

○小塚座長 ありがとうございました。

もう一方、オンラインのほうから佐藤様、お願いできますか。

○佐藤委員 今般の宇宙活動法の見直しの議論におきましては、宇宙活動の急速な進展の中で様々な整理いただきまして、この議論に到達されたということに改めて感謝を申し上げたいと思います。また、この議論におきましては、多くの産業界の意見もいろいろ踏まえて議論していただいたことも改めて感謝を申し上げたいと思います。

今般まとめられた結論の全般につきましては事前にも御説明いただきましたし、私としても改めて特段質問とか意見はございません。この資料の中にも一部記載されておりますが、法律には反映していないけれども、例えば運用のほうで改定していく、例えば許可制度の簡素化・迅速化ということは、産業界としても非常に多くの要望があったものでございます。これは法改正とは別に、こういったものがしっかりと今後も具体化されていくことを期待しております。

そのほか、早急に法改正を行うべきもの、更なる検討が必要な事項もこの資料の中にも整理いただきまして、少し先のテーマかもしれませんけれども、最終とりまとめの整理の下で、この次に議論していくときの基となるものができたと思っております。更に次の議論にも進めていただければと期待しております。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございました。

お三方の委員はいずれも御賛同、あるいはエールのような御発言ということで、事務局

からは特によろしいですか。

○相川企画官 ロケットでいいのかという辺りは、まさにおっしゃるとおりだと思っていて、再突入機を恐らく位置付けようとしたときに、それが直面すると思います。そうするとロケットではなくて宇宙機なのか、何というのか、もうちょっと幅広い概念で捉えていかないといけないことに恐らくなるのだろうと思っておりまして、その際にはまさに御指摘を踏まえて検討したいと思います。ありがとうございました。

○小塚座長 ありがとうございました。

それでは、新谷先生、お願ひできますか。

○新谷委員 御発表ありがとうございます。皆さんと一緒に、よくまとめていただきまして、事前にも御説明いただいて、修正点は反映いただき、ありがとうございました。

1点だけコメントがありまして、今回、有人飛行というところがどうなるか、すごく気になっていたのですが、施行規則とか、審査基準の改正等で実現を図るべきという形にしていただけることは非常によかったと思っています。実務をやっている中で、世界のルールメイキングが予想していたよりも早く動いている印象を受けています。昨年もありましたが、今年も各国が参加して会合が開かれています。IACの前にやるのですけれども、昨年に続き2回目が開かれました。

その中で、特にUKの運輸省からは、日本と連携をしたいということを言われており、私が設立理事を務めているスペースポートジャパンという非営利の一般社団法人があるのですが、英国のADSという業界団体を、UK運輸省とUKSAが私たちにつなぐ形で、日英の連携をしてほしいということで、先日の日本橋のスペースウィークでMOUをサインしております。

来夏にはファーンボロエアショーにおいて、ADSとスペースポートジャパンが共同でイベントを開催することになっており、有人宇宙飛行が法制度上認められていない国であると、なかなか議論に参加できないのですが、今回こういったとりまとめ明確に書いていただけのこと、それから、適切な会議体で具体的な検討を開始すべきであるとまで書いてくださったことは、産業界にとって非常に意義があるところだと思っています。

再突入とサブオービタルについては早急にと書いていただいているので、今回入らなかつたことは個人的には残念ではあるのですけれども、早急に御対応いただけるところと認識しております、どうもありがとうございました。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございました。

それでは、巽先生、お願ひできますか。

○巽委員 東京大学の巽です。私も最終とりまとめの内容には異存ございませんで、主としてコメントのようなものになります。

一つは、ワーキンググループの場で私がいろいろ申し上げていた人工衛星の定義の見直しの部分ですけれども、最終的には最終とりまとめの中では他法令等の平仄ということも

考えて、人工衛星という言葉の定義の中に軌道上で使用しないものも入れるという、当初ワーキンググループで議論していた案はひとまずペンディングということになって、その後、恐らく法制局と法制執務上の関係を整理するとか、更にいろいろ御尽力いただきなければいけないと思うのですけれども、私としては適切に進めていただければと思っております。

その際ですけれども、最終とりまとめの中ではリモートセンシング法の中に人工衛星が既に使われていて、宇宙活動法の定義をいじるとそっちがどうなるのかという話が出てきています。ワーキンググループの中では事務局のほうからJAXA法の中にも人工衛星という言葉が使われているとか、いろいろ他の省庁の所管にまたがる形で調べていただいていたように記憶しておりますので、大変な作業だと思うのですけれども、他の法令との平仄が合う形で進めていただければと思います。

その際、今回この話に至った経緯というのが、私はワーキンググループの場だけですで十分に承知していないかもしれません、結局はダミーペイロード等の規制したいものが先にあって、それをつかまえるために必要十分な形で従来の宇宙活動法の規制を広げるという流れで議論しているわけです。ワーキンググループの場でJAXAさんがおっしゃっていたと思うのですけれども、想定していない範囲のものまで規制してしまうことにならないように調整していただくことが大切だと思いますので、どうしたらいいというのは私にないので申し訳ないですけれども、そういうことが大切であろうとコメントだけさせていただきます。

もう1点は、石井先生が触れられていた体系の話に関わりそうなのですが、今回、法制上措置すべきものと、まず、審査基準等の改正を先にやって追い追い法律の改正もにらむものということで段階的に整理していただいているわけです。例えばサブオービタルの話ですとか、有人飛行の話は、差し当たり施行規則や審査基準の改正ができる範囲のことをやるけれども、恐らく包括的にルールをつくるとなると、法律の改正が必須になる事項だと感じております。

その際、先ほどの人工衛星の話もそうですけれども、問題が生じたらそれに必要な限りで宇宙活動法を改正して広げたり縮めたりしていくということですと、経路依存的に特定の条文がすごい枝番で増えてしまったりとか、新しい章が第何章の何みたいな形で増えてしまったりとか、そういう形に展開していく可能性がありそうだと思って見ていく。

事業分野として全体的に見通しがいい形で行政規制の法律ができていることは、それ自体大切だと思いますので、今回、最終とりまとめ案に入っている宇宙基本法の改正ですか、サブオービタルを認める際には新法の制定という形にするほうが落ち着きはよいかもしれないという話が出ているのですけれども、そういった話を処理する際には、全体としての見通しのよさみたいなのも、できる限り配慮いただけるといいかなと思っております。

その際、ワーキンググループの初回では宇宙活動法の保護法益についての話もしましたし、また、規制のルールと損害賠償責任のルールが今、宇宙活動法の中に一緒に入ってい

るわけですけれども、2つは元来毛色の違うルールです。今回のワーキンググループで表面上はこの最終とりまとめに結び付かなかったけれども、いろいろ議論したことがそういう体系の見通しのよさみたいなところにうまく結び付けばいいなと思っておりますので、そんなことをコメントとして申し上げたいと思っております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございました。なかなか重い御指摘ですけれども、重要な点だと思います。

それから、友岡先生も御発言をいただけますか。よろしくお願ひします。

○友岡委員 日本大学の友岡でございます。巽先生ほど重いコメントはできないのですけれども、全体的には非常に前向きなまとめ方ということで、私は大変感動いたしまして、特に最後の辺りで宇宙法領域の開拓、これを聞いて、そこまでやっていたのだということを改めて実感した次第です。

巽先生もおっしゃるように、宇宙活動法はもともと対物的な物的な規制から始まっているのかなという印象で、先ほどのお話からすると、宇宙輸送にシフトしているというお話がありました。そうすると、どうしても法的な規定の仕方等に関してギャップを感じざるを得ないというところは、行政法の人間からすると思わざるを得ないというところはあります。だから、その辺りに関しては体系として見るのか、それとも、やれるところからやらないといけないというのがこの世界だということであれば、それはある程度全体として見極めながらも、やれるところはどういう形で条文上補填していくのかという、それも大事な考え方なので、その辺りの塩梅を考えながらやっていただきたい。

その際に忘れてはいけないのが安全性です。保護法益として一番大事なのは何かというと、もちろん財産権の保護というのもあるのだけれども、人間の安全、生命・身体に関する保護という部分をどのようにうまく調和していくか。究極的には有人宇宙ロケットを一般的な法制度としてどのように組み込むかというところが課題かなと思います。そういう意味では、既存の制度からすると、常に実験的な制度だという意識の下で制度をどのようにいじるのかといった位置付けをしていただきながら、今後とも課題について克服していただきたいと思いました。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。これもまた非常に重要な深い御発言でした。

この辺りで区切りたいと思いますが、事務局から御意見とかコメントがあれば御発言をいただけますか。

○相川企画官 まず、先ほど巽先生から指摘いただきました1点目的人工衛星をどう捉えるかという辺りで、想定していないものまで入らないようにというのは、まさに御指摘のとおりかなと思いますので、今後、規定していくに当たりまして、その点は留意してまいりたいと思います。

2点目の全体として見通しをちゃんと立てて、枝番になってしまふという辺り、まさに

御指摘のとおりだと思っておりまして、今回は何も搭載しないロケットの打上げ等というところで、基本の今の形を維持しておりますけれども、そこにこの再突入機であるとか、サブオービタルだとか、また、今までと異なる保護法益が入ってくる等で目的から変えていくのか、そうすると、まさに枝番になってしまうのではないか、こういった議論は本当に今我々もしているところでございます。

今後、いろいろなこれまでと異なるような保護法益であるとか、これまで異なるような行為のようなものに着目した場合、かなり異なるものになってまいりますので、まさにおっしゃっていただいたとおり、賠償と規制法がセットになっている今の法体系はなかなか特殊なつくり方をしています。そうであれば、ほかの行為類型が増えていったときに賠償はどこに置いておくのか、同じ法律のままでよいのか、別の法律がよいのか、そういったまさに全体のこのストラクチャーをどうするかという辺りは、まさに全体の見通しをちゃんと持ってという重い御指摘だと思いましたので、そういう観点をしっかり踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、友岡先生に御指摘いただきました実験的なところであるというところも、こういった動きが速いところなので、確かに一度決め打ちしてしまうと、そこから動かしづらくなってしまうというところは、まさにおっしゃるとおりかと思いますので、そういう動きが速いところであり、実験的なところであるというところも踏まえた形での法改正というところを念頭に置いていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○小塚座長 ありがとうございました。

新谷先生の御指摘の有人のことですが、先ほどの事務局説明でも現行法でもできるという御説明があったのですが、現行法でできるのは有人人工衛星の打上げ、これが許可申請されれば当然制度に乗ってくる。今回、提案されている改正が実現されると、ロケット単体の打上げが追加されるので、そうすると、今度は有人ロケット単体の打上げが可能になる。サブオービタルについては、むしろ現行法でも規制するものがないということすけれども、それについて、そうすると、有人サブオービタルということが恐らく対の概念として出てくる。そんなような位置付けで理解してよいのですか。

○相川企画官 おっしゃるとおりかと思います。ロケット単体で打ち上げる、そこに仮に人が乗っていた場合というところは、現行法でも公共の安全の確保という観点から捉えられるのではないかということで、その範囲においてガイドライン等々で記載したらしいのではないかという辺りは、まさに新谷先生の御指摘を踏まえて修正をしているところでございますので、その点は進めてまいりたいと思っております。

○小塚座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、中須賀先生、御意見・御質問等がありましたらお願いします。  
○中須賀委員 内容に関しては皆さんの御意見のとおり、本当にしっかりまとめていただいたということで特に異論ございません。特にこの小委員会の最初の頃から、法律を作つて、いろいろな産業の進展に規制することにならないような体系でないといけないだろう

というお話をさせていただきました。それから、いろいろな審査等においてもスピード感を持ってやっていかないと、世界の非常に速いスピードには対応できないということで、この辺がすごく気になっていたところがありました。

一時、たしかドローンの法律よりは厳しくしなくてはいけないと、そうなったらどうなるのだろうと、ドローンでも産業がほとんどぼろぼろにやられてしまった状態、それと同じようなことになるのではないかととても危惧しておりましたけれども、そうならなかつたということで安堵しております。そういう意味で、そういったことも踏まえてしっかり前向きな形でまとめていただいたのは、非常によかったです。ありがとうございました。

もう一つは、今、人工衛星の定義がいろいろ変わってきたということも含めて、いろいろな活動が起こってきました。その中で、今後もそういったのがどんどん広がっていくだろうと、また、今、予想もしないようないろいろなものが出てきたときに、今後どうしていくのかということを考えていかなくてはいけないだろう。

例えば、これはもしかしたら、今ここに書いてある法律で処理できるのかもしれませんけれども、宇宙で人工衛星を作るという話も出てきます。これは3Dプリンターで大きな幕とかアンテナを作るだけではなくて、上に材料を持っていって作るという、僕らはそれやるといいなどずっと思っているのですけれども、そういったのが出てきたり、それから、輸送においても、例えば低軌道にたくさん衛星を打ち上げて、ラストワンマイルを別のバイクルが運ぶということで、この国が違ったり、いろいろ違ったら一体どうなるのだろうといった話も恐らく出てくるということで、非常にバラエティに富んだアクティビティが出てくるだろう、こういったときへの対応を今後どうしていくのかということが、一つ、今後検討していかなくてはいけないことかと思いました。

それから、先ほどのスピード感ということも関係していますけれども、いわゆる審査とか、いわゆる許可を与えるためのプロセスに時間がかかったら、せっかくスピード感溢れる法律を作っても駄目なので、そこは風木局長が頑張って人数を増やしていただいていると聞いております。これはものすごく大事だと思っておりますので、もし、現在の状況などが何かありましたらお聞かせいただければと思います。とにかく頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

風木局長には後ほど御発言をお願いするかと思います。

オンラインにいらっしゃる原田先生、お待たせしました。お願いします。

○原田委員 この度は非常に大きなテーマについて適切なまとめをしてくださってありがとうございました。今回の書かれている内容について全く異議はございませんが、細かい点について2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、18ページの10行目辺りに書かれている事故報告に関する義務付けのことです。

ほかの法律ですと、必ずしも許認可がなくても報告のみ義務づけて報告義務違反に対して刑事罰を科すとか、過料を課すということはあり得るので、必ずしも都度許可だから報告義務を課すことができないというわけではないと思います。ですので、このような書き方ではなくて、現時点においては報告義務を課すほどの立法事実というか必要性が見当たらないというような書き方のほうが適切ではないかと思います。

もう一つは、19ページの21行目辺りの域外適用の部分です。私は自分の学説としてはここに書いてあることに賛成するのですが、しかし、そうでない考え方をする方もいらっしゃいまして、執行管轄権といわゆる規律管轄権を分けるべきだという方からすると、ここに書いてある内容だとあまり説得されない人もいるかもしれませんと思います。ですので、日本企業が海外において打上げをするという事象は今のところそれほど発生していないので、これもまた立法事実ないし必要性が十分ではないので、今回は規制をする必要はないと考えますというような書き方のほうが穩当ではないかなと思いました。

最終とりまとめ自体については以上なのですが、全体の感想といたしましては、先ほど異委員のおっしゃったことと近いのですが、宇宙活動法の体系的な見直しなり、グランドデザインを再考することが求められているのかなと思います。それだけ行政法との関係では今の行為を対象とする都度許可というやり方がそろそろ限界を迎えていて、ここを変更するとともに、賠償制度との現在の結び付きについても改めて考え直す必要があるのでないかと思っております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございました。

若干表現ぶりに関する御意見もありましたが、事務局からいかがですか。

○相川企画官 ありがとうございます。

今、原田先生からいただきました最初の報告義務のところ、効果に関する規定を設ける場合が多いがということで、御指摘を踏まえた修正をしておりましたけれども、規定ぶりは検討したいと思います。完全に立法事実がないと言い切っていいのかというところは自信がないところもございまして、その辺り、ここの立法といいますか、都度許可で打上げが終了しているから困難ですという辺りは、少し違うのではないかという御指摘だったと思いますので、その辺りは少し書きぶりを検討できればと思います。

2点目の執行管轄権の域外適用のところ、ここの点も今、必要性がないのではないかという辺りを変えたほうがよろしいのではないかという御指摘かと思いました。一応18ページ目の辺りで、他方で、実際にそういった具体的な計画を有する民間企業は存在しないというところも書いておりましたけれども、その辺りの位置付けとかが若干分かりにくいくらいのことかなと思いました。帰結的なところは、こういった民間企業が存在しないのでという辺りをより強調するような形で修正できればと思っております。

3点目のグランドデザインを再考する、都度許可、その辺りはまさに事業者さんの状況を見ながら業規制的なものができるのかどうかというのは、まさに事業者さんの事業を見

た上で検討していきたいと思っております。連続的に打ち上げるというところが実現できているのはJAXAさん、MHIさん等々かと思いますので、そういったところでもマーケットの状況、事業活動等々を見ながら検討できればと思っております。

一旦以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

原田先生の御指摘は、最終とりまとめ案の18ページの9～10行目辺りですが、人工衛星等の打上げは都度許可となっており、義務違反時には人工衛星等の打上げが終了しているため、人工衛星等の打上げ許可の取消し等の適当な規定を設けることは困難であると考えられる。のこと自体は、私はそのとおりだと思うのです。

この記述が不正確だという御指摘であればもちろん修正する必要がありますが、この記述自体は、打上げが終了しているので、その後に許可の取消しをしても仕方がないという意味です。原田先生がおっしゃるように、確かに許可制度と報告義務は必ずしもリンクしていないかもしれません、12行目で「以上のことから」と書いてしまっているので直結しているように見えるかもしれませんけれども、ここは多分、事務局の意図としてはそれほど厳密ではないのですよね。何となくこの部分に書いたこと全般を指して言っているので、そういう意味で言うと、必ずしも文言レベルで直さなくても御指摘と矛盾しないのではないかと思いますが、原田先生、こう直したらよいというような具体的な御提案はありますか。

○原田委員 そんなにこだわっているわけではないのですけれども、おっしゃるとおり、ここに書いてあることは間違ってはなくて、許可の取消しはできないのですけれども、適当な規定の中には許可の取消し以外にも刑事罰とか、行政上の制裁とか、いろいろあり得ますので、適当な規定を設けることが困難だということについては、いや、そうではないのではないかと言われるおそれがあるということで、先生のおっしゃるとおり「上のことから」というところの表現を少し変えれば、それで読めなくはないかなと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

それと、もう一つ、立法事実があるかないかという点は書き切ってしまうと、逆にそれを立法事実はなかったのかという論拠として使われるのもあまり適当ではないので、御提案ですが、例えば11行目の「適当な規定」の「適当な」というのを取ってしまって「許可の取消し等の規定を設けることは困難である」とすると、許可の取消し自体は、終わってしまっていることに対してはできない。「上のことから」というのは、例えば「これらのことから」とか、少し上のほうの安全確保をどうしたらしいかというような前のページからずっと書いてあることも踏まえて「これらのことから」と緩めに書いて、先生のおっしゃるような行政法のドグマティックなことだけを言っているわけではないというニュアンスにしたらよろしいですか。

○原田委員 そのような形ですと紛れもなくてよいと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そういうことで座長からの提案ということにさせていただきたいと思います。

それから、19ページの21行目以下のところは、むしろ原田先生の御指摘のような考え方を私は個人的には学問の自由の行使としては考えておりまして、そういう意味で、私も思いはいろいろあるのですが、私がいろいろ申し上げて、こういう特段の事由というような書き方もしていただいているので、ここも今回の時点ではこの程度でどうかと思っているのですがいかがでしょう。18~20行目のところに確かに立法事実がないという趣旨のことも書かれていますので、御趣旨は全般的には尽くされているように思いますが、いかがでしょうか。

○原田委員 特にこだわっているわけではなくて、こういう書き方をすると、恐らく座長のお考えだと思いますけれども、座長のお考えのような方が違和感を持つかもしれないなと思って申し上げたというだけです。この表現でも別に私自身は構いません。

○小塚座長 ありがとうございます。

いろいろ御配慮いただいたてこういう表現になりましたので、それでは、ここはこのままとさせていただければと思います。

それから、本日御欠席の委員もいらっしゃいまして、そのコメントが事務局に届いているものもあるようです。お願いできますでしょうか。

○相川企画官 松尾委員のほうから事前説明の際にコメントを頂戴しておりますので、以下、読み上げさせていただきます。

宇宙分野では環境変化が早いことから、今回、法改正が見送られることとなった事項を含め、可能な限り短期間での制度見直しを継続してほしい。見直しに当たっては、内閣府令等の下位規程において定めることにより、迅速な制度対応を可能とする視点も重要である。運用面においても申請者と行政の両方にとってWin-Winとなるよう、申請に関する運用の効率化を図るべきとのコメントを頂戴しております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、これで一わたり委員の先生方から御発言を頂きましたが、最初のほうに御発言いただいた先生もいらっしゃいます。皆様の御発言をお聞きになって更に追加の御発言など、御希望がありましたら承りたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

途中で座長が余計なこと言った部分もありますので、その辺りも含めてどなたからでも、よろしいですか。オンラインのほうからお手が挙がっているとかはありますか。ないですか。

ありがとうございます。それでは、委員の先生方の御発言は一わたり承ったものと理解いたしました。

それから、オブザーバーとして御出席の関係省庁等の皆様から御質問・御指摘などありましたら御発言いただきたいと思います。順不同でどなたからでも結構です。いかがですか。オンラインで御出席の省庁様から何かございますか。

ありがとうございます。特に御発言はないと理解いたしました。

それでは、以上を持ちまして議題（1）最終とりまとめ案についての議論を終了したいと思います。

議題（2）その他ということも含めまして、若干、座長の権限を使わせていただいて私からも感想を申し上げたいと思います。

まず、事務局には本当に御尽力いただきまして、それから、小委員会の先生方、それから、ワーキンググループの先生方にもいろいろな形で御指導を賜ったところがあるかと存じます。御協力に本当に厚く御礼を申し上げます。

私からこの機会に2つぐらい申し上げておきたいことは、一つは、法制度上の概念をあまり細かく規定していかないほうがよいのではないかということです。どうしても事象が発展し、新たな事象が出てくると、それに対応して制度をつくるということで、段々細かい書きぶりで規定が膨らんでいくことがあります、そのことによってかえって柔軟に、新規の技術に対する適切な適用が難しくなる場合もある。現在の宇宙活動法などは人工衛星等の打上げと人工衛星管理という2つの概念しかなくて、ある意味でいうとちょうどよい膨らみがある概念だったのではないかと思います。それを維持すべきだという趣旨では必ずしもありませんが、あまり細かくなさらないように、それは今後の条文化の過程でもぜひお願いをしたいと思います。

もう一つは、これはほかの先生方もよく会議でおっしゃっていたことですけれども、我々は国内法の立法を行っているようではありますけれども、とりわけ宇宙法の分野では国際法上の実行としての意味を持つ。宇宙諸条約は、いろいろな背景から非常に解釈の余地が多い形で国際ルールができているわけとして、そこを各国の国家実行が埋めている。それがある意味でいうと非常にうまく機能して、冷戦時代から今のような商業化時代、ニュースペース時代まで、この枠組みにより対応してきたというわけで、その解釈を埋めていく一端の責任をこの日本の宇宙活動法の立法や改正が担っているということは、改めて強調しておきたいと思いますし、これもまた条文化に際して、御認識いただければと思います。

以上2点、お願いを申し上げました。

さて、そのような次第で、この宇宙活動法の見直しの基本的方向性最終とりまとめ案という文書ですが、先ほど座長の権限で御提案を申し上げました2点の修正、具体的には現在の文書の18ページの11行目の「適当な規定」の「適当な」という部分を削る。それから、12行目の「以上のことから」を「これらのことから」と改める。この修正を加えた上で、この文書についてワーキンググループ、それから、小委員会として合意したと取り扱わせていただけるのではないかと私は思っておりますが、そのようなことでよろしいですか。

（「異議なし」の意思表示あり）

○小塚座長 ありがとうございます。会場の皆様は頷いてくださっております。オンライン

ンの皆さんもよろしいですか。

(「異議なし」の意思表示あり)

○小塚座長 それでは、御異論がないと判断をいたしまして合意をいただけたものとさせていただきます。

なお、誤字誤植の類は改めて精査をすると、どこから見つからないとも限りませんので、その場合には事務局と御相談の上で座長の権限において修正をさせていただきたいということをお願い申し上げます。

なお、今後ですけれども、本日段階では、一応（案）をまだつけた状態にしておきまして、今後、宇宙政策委員会が開催されるところに、座長の立場で私から御説明を申し上げたいと思います。そして、その場で宇宙政策委員会委員の先生方の特段の御意見・御指示等がなければ、その時点で（案）を取りまして、最終的に確定するという段取りで進めたいと考えております。

この間、先ほど申し上げましたように、委員の先生方にいろいろと御意見、あるいはお知恵を頂きましたことを改めて、座長としての私から厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本日、事務方として用意した議題は以上ですが、委員の皆様、御出席の皆様から追加の御提案・御質問などはありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、実質的な審議は全て終了したということで、閉会に当たりまして、局長から御挨拶を頂きたいと思います。風木さん、よろしくお願ひします。

○風木局長 小塚座長、ありがとうございます。

それから、今日に至るまで、昨年の9月から宇宙活動法見直しの小委員会を9回開催いただきました、そして、このワーキンググループについても今年の6月から3回にわたり御審議いただきまして、委員の方々に本当に大変感謝しております。座長も引っ張っていただきましてありがとうございました。それから、関係省庁の方々も毎回参加いただきまして誠にありがとうございます。

こうした形でワーキンググループ、そして、小委員会でおまとめいただいたので、今、座長からありましたとおり、宇宙政策委員会へお諮りいただくという形で承知しております。今のところ12月9日を予定しておりますので、その委員会での議論を経てということで、我々としてそれを承りたいと思っております。

もともとこの宇宙活動法の見直しにつきましては、2016年の国会での審議を経て法律が成立した後、2018年から施行して、5年見直しに係っていた中で、関係事業者の方々へのヒアリング、それから、今日御参加の関係委員、そして、メンバーの方々、関係省庁などの御意見を聞いた上で、宇宙政策委員会のほうから小委員会を設置して、こうしたことで現在に至っていますので、これを宇宙政策委員会を介し、最終的には宇宙開発戦略本部のほう、これまで重点事項や工程表にも反映されてきましたので、これらを経て、

6月の骨太方針では次期通常国会を目指すということで示されており、政府の事務方としては最大限それに向けて取り組んでいきたいということを考えております。

それから、世界競争が激しいということでスピード感とか、それから、技術革新の速さを含めて種々御指摘のとおりなので、宇宙政策全般についても強化するという方針が今年の6月の基本的な考え方で出ておりますし、それから、現在の高市新政権においても宇宙分野は危機管理投資による経済成長が重要だということで、例えば重点17分野の一つに位置付けられており、科学技術・イノベーション基本計画の今後の見直しにつきましても6つの重要な分野の一つと位置付けられております。それから、安全保障についても戦略3文書の見直しの考え方も出ている中で、宇宙もその一つの分野ということで、宇宙は宇宙基本法、そして、宇宙基本計画の中で大変横断的に重要な分野と位置付けられておりますので、しっかり今後も取り進めてまいります。

とりわけ中須賀委員から御指摘のありましたとおり、長年、宇宙事務局が全体の司令塔としての体制が十分でないということがあります。今の体制になったのは、2008年に基本法ができて宇宙基本計画が策定され、その後、宇宙基本計画5次まで来ているわけです。3年から4年に向けて改定をしてきております。そして、内閣官房、内閣府のほうで体制整備をしてきて、今の形になった2016年から、内閣府のほうで司令塔機能としての宇宙開発戦略本部を宇宙開発戦略推進事務局でしっかり運営する形にしてまいりましたが、残念ながら、過去においては、定員が毎年1名増やすかどうかぐらいの一般的なやり方でしかやってなかったわけです。

この宇宙活動法の改正案の検討を2年進めていく中で、この重要性がよりハイライトされてきたということなので、結果的に今年度4月から、これまでの定員19名から34名に、特に審査体制強化のために倍増をさせていただきました。実員では宇宙事務局全体では約70名超おりまして、各省からの常駐併任でありますとか、様々な民間企業の方や地方からの方を含めて、全体として行政に滞りがないように進めているわけです。

とりわけこの審査体制は非常に大事な法律の執行に当たるものですから、事務局全体の定員を19名から34名にしまして、審査担当参事官も定員化する、あるいは国際調整の企画官も定員化するという形で、徐々に体制整備を図ってまいりましたので、今年についても、これは宇宙事務局のもう一つの役割であります準天頂衛星の運用管理の話もあるものですから、また今年も夏の段階では倍増を目指して定員の要求もしているようなことでございます。

まさに事業者や委員の方々や関係機関、関係省庁の期待に応えるべく、実員はもちろんのことながら、定員もしっかり確保して国民の負託に応えられるような行政をしっかり果たしていきたいということあります。

時間もあるので、せっかくなので背景を話しますけれども、今、総理になられた高市大臣が2年前は宇宙政策担当大臣で2年間担当されている中で、宇宙分野についての体制が十分でないという御指摘をされました。御本人が「国力研究」という本を出されているの

ですが、その中の宇宙政策の章は御自身で御執筆されていまして、そこに審査体制の強化が重要だということを御指摘されています。その際、御自分自身もリーダーシップを発揮されて増員の提案をされたとなっていました、それが実際問題として実現しているということでありまして今年度については倍増されております。

ただ、これだけではまだ全然十分ではないので、今回出ているとおり、来年度更に増員をしながら、法改正は当然のことながら、施行規則や審査基準やガイドライン、そして、推奨事項、これらを定めていくことがますます重要になってまいります。まだこの途中ではありますし、これから法案の提出をしっかり果たす、そして、国会審議を経なくてはいけないのですが、その先にある実務のところが本当に大事になってきますので、今日の御指摘もそうですし、これからも委員の方々や関係省庁に御指導いただきながら、実際にこの活動法がしっかりと運用されるような形に仕上げていきたいということは、この数年間、正念場でございますので、引き続きしっかり御指導のほどをいただければと思っています。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○小塚座長　局長から力強い御発言を頂きまして、ますます体制を充実して日本の宇宙活動法の運用、更に言えば日本の宇宙政策の推進ということに務めていただけるということですので、大変力強く心強く感じた次第です。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会合は閉会とします。

皆様、年末のお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございました。